

令和7年11月7日

令和5年度国民健康保険事業年報 正誤表

標記につきまして、一部データに誤りがあったため、以下の数値を修正いたします。

以下に掲げる表の数値を、別紙のとおり訂正（変更箇所を抜粋）

【事業概況】

- ・表19
- ・分析表

【都道府県別統計表】

- ・第8－1表
- ・第9－1表
- ・第10－3表

【集計表】

- ・B表集計表【全国（市町村）計】

【保険者別データ】

- ・C表（2）
- ・保険者別データ補足資料「その他給付状況」

<事業概況>

【誤】

表19 単年度収支の状況

	単年度収入 決算額	単年度支出 決算額	単年度収支 差引額	単年度収支差引額内訳			
				黒字保険者		赤字保険者	
				保険者数	剰余金	保険者数	不足額
	百万円	百万円	百万円		百万円		百万円
市町村国保	23,387,558	23,516,376	-128,818	-	-	-	-
市町村	12,344,331	12,449,764	-105,432	560	25,014	1,156	130,506
都道府県	11,043,227	11,066,613	-23,386	15	33,745	32	57,130
国保組合	898,675	891,934	6,741	68	22,338	91	15,597

(注) 「都道府県」の保険者数は都道府県の数である。

【正】

表19 単年度収支の状況

	単年度収入 決算額	単年度支出 決算額	単年度収支 差引額	単年度収支差引額内訳			
				黒字保険者		赤字保険者	
				保険者数	剰余金	保険者数	不足額
	百万円	百万円	百万円		百万円		百万円
市町村国保	23,387,558	23,516,376	-128,818	-	-	-	-
市町村	12,344,331	12,449,764	-105,432	560	25,014	1,156	130,446
都道府県	11,043,227	11,066,613	-23,386	15	33,745	32	57,130
国保組合	898,675	891,934	6,741	68	22,338	91	15,597

(注) 「都道府県」の保険者数は都道府県の数である。

<分析表>

【誤】

一般に、入院医療費に関しては、下記に示す方法により推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費を算定することができる。この分析表は、その方法を用いて国保被保険者の入院についての推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の令和4年度の状況を都道府県、業種別にまとめたものである。

【正】

一般に、入院医療費に関しては、下記に示す方法により推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費を算定することができる。この分析表は、その方法を用いて国保被保険者の入院についての推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の令和5年度の状況を都道府県、業種別にまとめたものである。

<都道府県別統計表>

【誤】

第8-1表 都道府県別経理状況 一市町村・収支差引残等一

	当年度収支差引残	当年度収支差引残内訳				収支差引残	収支差引残内訳					
		黒字保険者分		赤字保険者分			黒字保険者分				赤字保険者分	
		保険者数	収支余剰金	保険者数	収支不足額		保険者数	収支余剰金	うち		保険者数	収支不足額
									次年度への繰越金	基金積立金		
高知県	920,371	26	1,000,146	8	139,455	1,021,346	33	1,038,897	476,565	562,332	1	17,551
合 計	-105,432,232	560	25,013,836	1,156	130,505,778	182,002,834	1,688	189,296,696	180,869,665	8,427,031	28	7,303,397

【正】

第8-1表 都道府県別経理状況 一市町村・収支差引残等一

	当年度収支差引残	当年度収支差引残内訳				収支差引残	収支差引残内訳					
		黒字保険者分		赤字保険者分			黒字保険者分				赤字保険者分	
		保険者数	収支余剰金	保険者数	収支不足額		保険者数	収支余剰金	うち		保険者数	収支不足額
									次年度への繰越金	基金積立金		
高知県	920,371	26	1,000,146	8	79,776	1,021,346	33	1,038,897	476,565	562,332	1	17,551
合 計	-105,432,232	560	25,013,836	1,156	130,446,069	182,002,834	1,688	189,296,696	180,869,665	8,427,031	28	7,303,397

【誤】

第9-1表 都道府県別経理状況(続き) 一市町村・経理関係諸率一

(単位:円)

	繰上金	繰下金	前年度繰上金・繰下金												繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金	繰下金	繰上金
--	-----	-----	------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

第9-1表 都道府県別経理状況(続き) 一市町村・経理関係諸率一

(単位:円)

	国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金 分																							保 険 事 業 費										公 費				支出合計
	国 庫 給 付 金 分											一 般 給 付 金 分												財政 政 策 費 金 分		保 険 事 業 費 金 分		公 費 金 分		公 費 金 分								
	計		一 般 給 付 金 分		国 庫 給 付 金 分		一 般 給 付 金 分		国 庫 給 付 金 分		一 般 給 付 金 分		国 庫 給 付 金 分		一 般 給 付 金 分		国 庫 給 付 金 分		一 般 給 付 金 分		国 庫 給 付 金 分		一 般 給 付 金 分		国 庫 給 付 金 分		一 般 給 付 金 分											
	計	一 般 給 付 金 分	計	一 般 給 付 金 分	計	一 般 給 付 金 分	計	一 般 給 付 金 分	計	一 般 給 付 金 分	計	一 般 給 付 金 分	計	一 般 給 付 金 分	計	一 般 給 付 金 分	計	一 般 給 付 金 分	計	一 般 給 付 金 分	計	一 般 給 付 金 分	計	一 般 給 付 金 分	計	一 般 給 付 金 分	計	一 般 給 付 金 分										
徳 島 県	142,121	100,790	100,786	4	31,360	31,359	1	9,971	-	5,091	1,054	3,537	-	480	1,220	295	578,378	678	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	579,056									
高 知 県	139,626	95,572	95,572	-	32,041	32,041	-	11,413	-	4,693	1,270	3,095	327	422	1,285	961	569,203	2,310	252	0	-	-	-	-	-	-	-	-	571,776									
合 計	148,784	102,100	102,086	14	34,069	34,667	2	12,015	0	4,685	1,184	3,451	49	1,623	347	963	522,787	3,896	277	29	4	-	-	-	-	-	-	550,836										

第9-1表 都道府県別経理状況(続き) 一市町村・経理関係諸率一

(単位:円)

	経 理 関 係 諸 率 (保 険 諸 率 1 人 当 た り 諸 費)											純 資 産	
	保 険 事 業 費					公 費							
	計	基金保有額	次年度への繰越金	貸付金等	その他の資産	計	繰上支出金(国庫交付金)	市町村債(国庫交付金)	うち、財政安定化基金交付金	その他の負債			
徳 島 県	52,519	38,349	14,112	58	-	58	-	58	58	-	52,461		
高 知 県	28,082	25,560	3,242	-	-	119	119	-	-	-	28,682		
合 計	80,601	63,909	17,354	58	0	177	177	58	58	0	81,143		

【正】

第9-1表 都道府県別経理状況(続き) 一市町村・経理関係諸率一

[illegible]

第9-1表 都道府県別経理状況(続き) 一市町村・経理関係諸率一

計	国 民 健 康 保 険 給 付 金 等										保 健 事 業 費										公 益 費											
	支 出 費				受 取 金				繰 上 金				繰 下 金				計 算 上 の 収 入 金				計 算 上 の 支 出 金				計 算 上 の 繰 上 金				計 算 上 の 繰 下 金			
	計	支 出 費	受 取 金	繰 上 金	繰 下 金	計	支 出 費	受 取 金	繰 上 金	繰 下 金	計	支 出 費	受 取 金	繰 上 金	繰 下 金	計	支 出 費	受 取 金	繰 上 金	繰 下 金	計	支 出 費	受 取 金	繰 上 金	繰 下 金	計	支 出 費	受 取 金	繰 上 金	繰 下 金		
健康保険	142,121	100,790	100,790	4	31,360	31,359	1	9,951	-	-	5,091	1,554	3,537	-	480	1,220	290	078,278	678	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護保険	139,026	95,572	95,572	-	32,041	32,041	-	-	-	-	4,693	1,270	3,095	327	422	1,285	969,205	3,960	252	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	148,784	102,100	102,080	14	34,069	34,667	2	12,015	6	4,685	1,184	3,451	45	1,623	347	983	022,787	2,599	277	29	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

第9-1表 都道府県別経理状況(続き) 一市町村・経理関係諸率一

	国 際 関 連 交 渉 費 用 等									
	対 外 関 連 交 渉 費 用 等					対 内 関 連 交 渉 費 用 等				
	計	基金保有費	取次費用の 繰上金	貸付金等	その他の 取組	計	議上室費用等 (海外寄附金等 除く)	市町村財政 負担金	財政負担 金	その他の 取組
修 繕 費	52,519	38,349	14,112	-	-	58	-	58	58	-
運 転 費	26,302	26,144	3,242	-	-	119	119	-	-	-
合 計	78,848	78,651	7,595	2	0	408	307	97	96	4

【誤】

第10-3表 都道府県、業種別医療費の状況

70歲以上一般分再揭

	療 養 諸 費 合 計					療 養 の 給 付 等	
	件	数	医 療 費	保 険 者 負 担 額	一 部 負 担 金		
						件	数
広 島 県	3,477,782	83,667,781	66,589,188	16,387,219	691,374	3,431,491	83,220,490
市 町 村	148,566,916	3,644,985,191	2,903,251,931	712,151,776	29,581,484	145,722,569	3,616,484,199
合 計	150,585,457	3,695,763,974	2,943,658,948	722,206,819	29,898,207	147,698,660	3,666,868,614

【正】

第10-3表 都道府県、業種別医療費の状況

70歲以上一般分再揭

	療 養 諸 費 合 計					療 養 の 給 付 等	
	件	数	医 療 費	保 険 者 負 担 額	一 部 負 担 金		他 法 負 担 分
	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
広 島 県	3,477,782	83,668,530	66,589,188	16,387,968	691,374	3,431,491	83,221,239
市 町 村	148,566,916	3,644,985,940	2,903,251,931	712,152,525	29,581,484	145,722,569	3,616,484,948
合 計	150,585,457	3,695,764,723	2,943,658,948	722,207,568	29,898,207	147,698,660	3,666,869,363

<集計表>

【誤】

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表集計表

（令和5年度）

【全国（市町村）計】

○補遺状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

【1】 収入状況及び支出状況

収 入				支 出				
科 目		収 入 額	(再掲)介護給付金等	(再掲)介護分	科 目		支 出 額	
		円	円	円			円	
保 険 料 (一 般 保 険 料)	医 療 給 付 費 分	1,618,095,292			保 険 給 付 費 (一 般 保 険 給 付 費)	医 療 給 付 費	193,205,714	
	後 期 高 齢 者 支 援 金 分	554,499,967	554,499,967			療 養 給 付 費	7,280,334,290	
	介 護 納 付 金 分	196,940,207		196,940,207		療 養 費	68,889,527	
	一 般 被 保 険 者 分 計	2,369,535,466	554,499,967	196,940,207		小 児 療 養 費	7,349,223,817	
	医 療 給 付 費 分	133,279				高 額 療 養 費	1,117,802,998	
	後 期 高 齢 者 支 援 金 分	34,290	34,290			高 額 介 護 合 算 療 養 費	1,044,289	
	介 護 納 付 金 分	32,563		32,563		移 送 費	18,360	
	一 般 被 保 険 者 等 分 計	200,133	34,290	32,563		出 産 育 児 給 費	29,258,948	
	計	2,369,735,599	554,534,257	196,972,770		産 婦 給 付 費	7,282,705	
	国 庫 支 出 金	2,102,589				育 児 給 費	52	
都 道 府 県 支 出 金	保 険 給 付 費 等 支 付 金 (普 通 支 付 金)	8,520,417,712			保 険 給 付 費 (一 般 保 険 給 付 費)	そ の 他	3,244,635	
	保 険 者 労 力 支 援 分	54,759,972				一 般 被 保 険 者 分 計	8,507,875,783	
	特 別 調 整 支 付 金 分	69,479,535				療 養 給 付 費	12,420	
	都 道 府 県 繰 入 金 (2 号 分)	87,471,318				療 養 費	50	
	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	26,935,885				小 児 療 養 費	12,470	
	保 険 給 付 費 等 支 付 金 (特 別 支 付 金) 計	238,645,709				高 額 療 養 費	3,375	
	財 政 安 定 化 基 金 支 付 金	51,575				高 額 介 護 合 算 療 養 費	18	
	そ の 他	4,683,046				移 送 費	-	
	計	8,763,799,042				退 院 被 保 険 者 等 分 計	15,863	
	道 合 合 支 出 金	20,766				保 険 給 付 費 (一 般 保 険 給 付 費)	普 査 支 払 手 数 料	23,603,312
一 般 合 計 繰 入 金	保 険 基 金 安 定 (保 険 料 (税) 補 減 分)	432,127,523	99,154,164	34,802,586	計		8,531,494,958	
	保 険 基 金 安 定 (保 険 者 支 援 分)	233,895,262	53,819,136	17,902,524	保 険 給 付 費 (一 般 保 険 給 付 費)	一 般 被 保 険 者 分	2,431,105,630	
	未 就 学 児 均 等 割 保 険 料 (税)	6,282,562	1,564,187			退 院 被 保 険 者 等 分	325,931	
	保 険 給 付 費 等	180,809,857				医 療 給 付 費 分 計	2,431,434,561	
	産 前 産 後 保 険 料 (税)	319,017	73,702			一 般 被 保 険 者 分	825,568,951	
	出 産 育 児 一 時 金 等	20,500,421				退 院 被 保 険 者 等 分	41,222	
	財 政 安 定 化 支 援 事 業	97,548,779				後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分 計	825,610,173	
	そ の 他	197,568,371				介 護 納 付 金 分	286,133,994	
	計	1,169,054,811	154,611,190	52,705,410		計	3,543,178,728	
	産 前 産 後 保 険 料 支 出 金	65,699			保 険 給 付 費 (一 般 保 険 給 付 費)	財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	6,710	
	そ の 他 の 収 入	39,549,788				保 険 事 業 費	28,207,334	
				保 険 給 付 費 (一 般 保 険 給 付 費)		特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	82,194,650	
小 計 (単 年 度 収 入)	基 金 繰 入 金	118,973,669				健 康 管 理 セ ン タ ー 事 業 費	1,171,853	
						計	111,573,636	
						保 険 給 付 費 等 支 付 金 債 還 金	38,640,379	
						産 前 産 後 保 険 料 支 出 金	8,260,115	
						そ の 他 の 支 出	23,408,087	
						小 計 (単 年 度 支 出)	12,449,763,526	
						単 年 度 収 支 差 引 額	-105,452,232	
						単 年 度 黒 字 額 (560)	25,013,836	
						単 年 度 赤 字 額 (1,156)	130,505,778	
						基 金 繰 入 金	60,475,525	
基 金 繰 入 金	基 金 繰 入 金	234,381,302			基 金 繰 入 金	新 年 度 繰 上 支 用 金	6,559,271	
						公 債 費	682,144	
						う ち 財 政 安 定 化 基 金 債 還 金	95,243	
						支 出 合 計	12,517,510,467	
						収 入 合 計	12,517,510,467	
						う ち 次 年 度 へ の 繰 越 金	180,869,665	
						う ち 基 金 等 繰 上 金	8,427,031	
						赤 字 額 (28)	7,303,397	
						収 入 支 差 引 額	182,002,834	
						基 金 等 保 有 額	601,337,020	
市 町 村 債 権	市 町 村 債 権 (組 合 債) 残 高	1,627,036			市 町 村 債 権 (組 合 債) 残 高	市 町 村 債 権 (組 合 債) 残 高	2,321,525	
						う ち 財 政 安 定 化 基 金 支 付 金 残 高	1,336,539	
						そ の 他 の 負 担 金	100,000	
						負 担 合 計	9,724,922	
						純 資 産 (資 産 合 計 - 負 担 合 計)	772,530,956	
						資 産 合 計	12,699,513,901	
						資 産 合 計	12,699,513,901	
						資 産 合 計	12,699,513,901	
						資 産 合 計	12,699,513,901	
						資 産 合 計	12,699,513,901	

【2】 資産・負債等の状況（年度末現在）

資 産		負 担 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
基 金 等 保 有 額 a	601,337,020	繰 上 充 用 金 (当 年 度 赤 字 額) e	7,303,397
次 年 度 へ の 繰 越 金 b	180,869,665	市 町 村 債 権 (組 合 債) 残 高 f	2,321,525
支 付 金 等 c	45,133	う ち 財 政 安 定 化 基 金 支 付 金 残 高 g	1,336,539
そ の 他 の 資 産 d	4,060	そ の 他 の 負 担 h	100,000
資 産 合 計 (a+b+c+d)	782,255,878	負 担 合 計 (e+f+g+h)	9,724,922
		純 資 産 (資 産 合 計 - 負 担 合 計)	772,530,956

(注) 括弧内は保険者数である。

【正】

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表集計表

（令和5年度）

【全国（市町村）計】

○確報状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

【1】 収入状況及び支出状況

収 入				支 出			
科 目		収 入 額	(再掲) 介護保険 支 払 金 等 分	科 目		支 出 額	(再掲) 介護保険 支 払 金 等 分
保 険 料 (一 般 保 険 料)	医 療 給 付 費 分	1,618,098,292		保 険 料 (一 般 保 険 料)	医 療 給 付 費	193,208,714	
	後 期 高 齢 者 支 援 金 分	554,499,967	554,499,967		療 養 給 付 費	7,280,334,290	
	介 護 納 付 金 分	196,940,207			療 養 費	68,889,627	
	一 般 被 保 険 者 分 計	2,369,538,466	554,499,967		小 計	7,349,223,617	
	医 療 給 付 費 分	133,279			高 額 療 養 費	1,117,802,998	
	後 期 高 齢 者 支 援 金 分	34,290	34,290		高 額 介 護 合 算 療 養 費	1,044,289	
	介 護 納 付 金 分	32,563			移 送 費	18,360	
	退 院 被 保 険 者 等 分 計	200,133	34,290		出 産 育 児 給 養 費	29,258,948	
	計	2,369,738,599	554,534,257		産 婦 給 養 費	7,282,705	
	計				育 児 給 養 費	32	
国 庫 支 出 金	保 険 給 付 費 等 支 付 金 (普通交付金)	8,520,417,712		保 険 料 (一 般 保 険 料)	そ の 他	3,244,638	
	保 険 者 労 力 支 援 金 分	54,759,972			一 般 被 保 険 者 分 計	8,507,875,783	
	特 別 養 老 支 付 金 分	69,479,635			療 養 給 付 費	12,420	
	都 道 府 県 繰 入 金 (2号分)	87,471,318			療 養 費	50	
	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	26,935,885			小 計	12,470	
	保 険 給 付 費 等 支 付 金 (特別交付金) 計	238,646,709			高 額 療 養 費	3,378	
	財 政 安 定 化 基 金 支 付 金	51,575			高 額 介 護 合 算 療 養 費	18	
	そ の 他	4,683,046			移 送 費	-	
	計	8,763,799,042			退 院 被 保 険 者 等 分 計	18,963	
	計				寄 附 支 払 手 数 料	23,603,312	
一 般 会 計 繰 入 金	保 険 基 金 安 定 (保 険 料 (税) 繰 渡 分)	432,127,523	99,154,164	保 険 料 (一 般 保 険 料)	計	8,531,494,958	
	保 険 基 金 安 定 (保 険 者 支 援 分)	233,896,262	53,819,136		一 般 被 保 険 者 分	2,431,108,630	
	未 就 学 児 均 等 割 保 険 料 (税)	6,282,562	1,564,187		退 院 被 保 険 者 等 分	325,931	
	療 養 給 付 費 等	180,809,857			医 療 給 付 費 分 計	2,431,434,561	
	産 前 産 後 保 険 料 (税)	319,017	73,702		一 般 被 保 険 者 分	825,568,951	825,568,951
	出 産 育 児 一 特 金 等	20,500,421			退 院 被 保 険 者 等 分	41,222	41,222
	財 政 安 定 化 支 援 事 業	97,548,779			後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分 計	825,610,173	825,610,173
	そ の 他	197,568,371			介 護 納 付 金 分	286,133,994	286,133,994
	計	1,169,054,811	164,611,190		計	3,543,178,728	825,610,173
	計				財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	6,710	
国 庫 支 出 金	保 険 給 付 費 等 支 付 金 (普通交付金)	8,520,417,712		保 険 料 (一 般 保 険 料)	保 険 給 付 費 等 支 付 金 繰 渡 金	38,640,379	
	保 険 者 労 力 支 援 金 分	54,759,972			産 前 産 後 保 険 料 (税)	319,017	
	特 別 養 老 支 付 金 分	69,479,635			出 産 育 児 一 特 金 等	20,500,421	
	都 道 府 県 繰 入 金 (2号分)	87,471,318			財 政 安 定 化 支 援 事 業	97,548,779	
	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	26,935,885			そ の 他	197,568,371	
	保 険 給 付 費 等 支 付 金 (特別交付金) 計	238,646,709			計	1,169,054,811	
	財 政 安 定 化 基 金 支 付 金	51,575			計		
	そ の 他	4,683,046			計		
	計	8,763,799,042			計		
	計				計		
小 計 (単 年 度 収 入)		12,344,331,294	709,145,447	小 計 (単 年 度 支 出)		12,449,763,526	826,065,516
基 金 繰 入 金		118,973,669		基 金 繰 出 金		60,475,525	
繰 越 金		234,381,302		前 年 度 繰 上 充 用 金		6,589,271	
市 町 村 債		1,827,036		公 債		682,144	
うち財政安定化基金交付金		1,827,036		うち財政安定化基金繰入金		95,249	
収 入 合 計		12,699,513,301		支 出 合 計		12,511,510,467	
				収 入 差 引 額 (1,688)		189,306,291	
				うち次年度への繰越金		180,869,665	
				うち基金等繰立金		8,427,031	
				赤 字 額 (28)		7,303,397	
				収 入 支 差 引 額		182,002,834	
				基 金 等 保 有 額		601,337,020	
				市 町 村 債 (組 合 債) 残 高		2,321,525	
				(注) 括弧内は保険者数である。			

【2】 資産・負債等の状況（年度末現在）

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
基 金 等 保 有 額 a	601,337,020	繰 上 充 用 金 (当 年 度 赤 字 額) e	7,303,397
次 年 度 へ の 繰 越 金 b	180,869,665	市 町 村 債 (組 合 債) 残 高 f	2,321,525
貸 付 金 等 c	45,133	うち財政安定化基金交付金繰高	1,336,539
そ の 他 の 資 産 d	4,060	そ の 他 の 負 債 g	100,000
資 産 合 計 (a+b+c+d)	782,255,878	負 債 合 計 (e+f+g)	9,724,922
		純 資 産 (資 産 合 計 - 負 債 合 計)	772,530,956

<保険者別データ>C表（2）

【誤】

都道府県番号	都道府県名	保険者番号	保険者名	C 4 0 3	C 4 1 9
24	24 三重	40	明和町	-15320	5830256

【正】

都道府県番号	都道府県名	保険者番号	保険者名	C 4 0 3	C 4 1 9
24	24 三重	40	明和町	63	5814874

<保険者別データ補足資料 3>

【誤】

別紙4

そ の 他 保 険 給 付 状 況（令和5年度末現在）

都道府県名： 静岡

保険者番号	保険者名	項目番号	項目名	給付名称(項目名がその他のみ)・給付内訳
1	名古屋市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、500,000円 それ以外の医療機関等で出産した場合、488,000円
1	名古屋市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、500,000円 それ以外の医療機関等で出産した場合、488,000円
1	名古屋市	A165	傷病手当金	コロナ傷病手当金 直近3か月の給与収入の合計を就労日数で割った金額×2/3×日数と最高等級の標準報酬月額×日数と比較しない方。
1	名古屋市	A167	その他	結核医療付加金 自己負担分相当額
2	豊橋市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、500,000円 それ以外の医療機関等で出産した場合、488,000円
2	豊橋市	A165	傷病手当金	直近の継続した3日間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
3	岡崎市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、500,000円 それ以外の医療機関等で出産した場合、488,000円
3	岡崎市	A165	傷病手当金	直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
4	一宮市	A163	出産育児	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産している場合は500,000円、それ以外の医療機関等で出産している場合は488,000円
4	一宮市	A165	傷病手当	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象となる日数(日額上限30,887円)
5	瀬戸市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度に加入の医療機関で出産した場合・・・420,000円 それ以外の医療機関で出産した場合・・・408,000円 一定の条件を満たした第一子出産の場合・・・500,000円
5	瀬戸市	A165	傷病手当金	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数(待期期間3日)
6	半田市	A163	出産育児	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合は500,000円、それ以外の医療機関等で出産した場合は488,000円
6	半田市	A165	傷病手当	新型コロナウイルスによる療養のため仕事を休んだ期間のうち、最初の3日間と勤務予定日でなかった日を除いた日を対象に支給する。支給額：(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象日数
7	春日井市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、500,000円。それ以外の医療機関等で出産した場合、488,000円。
7	春日井市	A165	傷病手当金	傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、当該金額。
8	豊川市	A163	出産育児一時金	産科医療保障制度に加入している医療機関等で出産した場合、500,000円 それ以外の医療機関等で出産した場合、488,000円
8	豊川市	A165	傷病手当	新型コロナウイルス感染症に感染したために勤務できなかった日から起算して3日を経過した日から勤務できなかった期間のうち、勤務を予定していた日を支給対象日数とする。 (直近の継続した三か月間の給与収入の合計額)÷(就労日数)×3分の2×支給対象日数 適用対象:令和2年1月1日～令和5年5月7日の間に感染した被用者である被保険者
8	豊川市	A167	その他	結核医療付加金 自己負担相当額
9	津島市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、500,000円。 それ以外の医療機関等で出産した場合、488,000円。
9	津島市	A165	傷病手当金	直近の継続した3か月間の給与収入の合計金額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象日数

10	碧南市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度加入500,000円、加入でない場合488,000円
10	碧南市	A165	傷病手当	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2／3×日数
11	刈谷市	A163	出産育児	健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、500,000円。 その他の出産は488,000円。
11	刈谷市	A165	傷病手当	直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
12	豊田市	A163	出産育児一時金	健康保険法施行令第36条ただし書の規定に該当する出産:500,000円 その他の出産:488,000円
12	豊田市	A165	新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金	「直前の継続した3ヵ月間の給与収入の合計」÷「就労日」×2／3×「支給対象となる日数」
13	安城市	A163	出産育児一時金	健康保険法施行令第36条ただし書の規定に該当する出産:500,000円 その他の出産:488,000円
13	安城市	A165	傷病手当金	(直近の継続した3ヵ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×(2／3)×支給対象となる日数
14	西尾市	A163	出産育児一時金	産科医療保障制度に加入している医療機関で出産した場合、500,000円(令和5年3月31日以前の出産の場合は420,000円)。それ以外の医療機関等で出産した場合、488,000円(令和5年3月31日以前の出産については408,000円)。
14	西尾市	A165	傷病手当金	新型コロナウイルスに感染した等のため勤務できなかった場合、感染のため勤務できなかった日から起算して3日を経過した日から勤務を予定していた日数に日給の3分の2を乗じた額(令和5年5月27日まで)
14	西尾市	A167	その他	結核医療付加金 自己負担相当額
15	蒲郡市	A163	出産育児一時金	被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として50万円を支給する。 (施行期日) 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (適用区分) 2 改正後の蒲郡市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。(42万円)
15	蒲郡市	A165	傷病手当金	傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。
16	犬山市	A165	傷病手当金	直近3か月の1日当たりの収入×2/3×(傷病のために休んだ日数-3)
17	常滑市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度 対象:500,000円、非対象488,000円
18	江南市	A163	出産育児一時金	産科医療保障制度加入あり 420,000円 産科医療補償制度加入なし 408,000円
18	江南市	A165	傷病手当金	直近の継続した3月間の給与収入の合計金額を就労につきで除した金g買 う×2/3×日数
20	小牧市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、500,000円 それ以外の医療機関等で出産した場合488,000円
20	小牧市	A165	傷病手当金	1日当たりの支給額×支給対象となる日数 (1日当たりの支給額＝直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3)

21	稲沢市	A165	傷病手当金	1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する額 ただし、健康保険法第40第1項に規定する標準報酬月額報酬の最高等級の標準報酬月額額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額
22	新城市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、500,000円 それ以外の医療機関等で出産した場合、488,000円
22	新城市	A165	傷病手当	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額× 2/3×日数
23	東海市	A165	傷病手当金	①被用者 (直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3 ②事業所得者 (前年中の事業所得の合計額÷240)×2/3
24	大府市	A163	出産育児一時金	産科医療保障制度に加入している医療機関で出産した場合、500,000円。 それ以外の医療機関等は、488,000円。
24	大府市	A165	傷病手当	新型コロナウイルス感染症に感染したことにより休業をした場合、労務に服することができない日1日あたり、休業前3か月間の賃金総額を3か月間の勤務日数で除して得た金額の3分の2を支給。
25	知多市	A163	出産育児一時金	産科医療保障制度に加入している医療機関 50万円
25	知多市	A163	出産育児一時金	上記以外の医療機関 48万8,000円
25	知多市	A165	傷病手当金	直近の継続した3か月間の給与等収入の合計額÷就労日数×2/3×日数(日額支給上限 30,887円)
26	知立市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合500,000円 それ以外の医療機関等で出産した場合488,000円
26	知立市	A165	傷病手当金	【支給要件】労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった日があること
27	尾張旭市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、500,000円 それ以外の医療機関等で出産した場合488,000円
27	尾張旭市	A165	傷病手当	1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額。
28	高浜市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度加入分 500,000円 上記制度未加入分 488,000円
28	高浜市	A165	傷病手当金	直近の継続した3か月間の給与等の合計額÷就労日数×2/3×支給対象日数
29	岩倉市	A165	傷病手当金	新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金 (直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数)
30	豊明市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、500,000円 それ以外の医療機関等で出産した場合、488,000円
30	豊明市	A165	傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染したことによる療養のため、事業主から給与等の全部または一部を受けられなくなった場合、次のとおり傷病手当金を支給。 (直近の継続した3か月間の給与収入(賞与を除く)の合計額)÷(就労日数)×3分の2 ※上限額は、30,887円
31	東郷町	A163	出産育児	令和5年3月31日までの出産にかかる分:産科医療保障制度該当分420,000円、その他408,000円 令和5年4月1日以降の出産にかかる分:産科医療保障制度該当分500,000円、その他488,000円
31	東郷町	A165	傷病手当	直近の継続した給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
32	日進市	A163	出産育児	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、500,000円。それ以外の医療機関等で出産した場合、488,000円。
32	日進市	A165	傷病手当	直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象日数
33	長久手市	A163	出産育児	産科医療制度に加入している医療機関での出産の場合500,000円、それ以外の場合488,000円
33	長久手市	A165	傷病手当	直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×支給対象となる日数
35	豊山町	A163	出産育児	産科医療補償制度加入機関での出産:500,000円 それ以外での出産:488,000円
35	豊山町	A165	傷病手当	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

41	大口町	A165	傷病手当	直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×日数
42	扶桑町	A163	出産育児一時金	40万8千円、参加医療補償制度の対象分娩の場合は1万千円加算。
42	扶桑町	A165	傷病手当金	一日につき、傷病手当金の支給を始める月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額。健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超える時は、その金額。
49	大治町	A165	その他保険給付	傷病手当金:直近3月給与(上限有)÷同期間就労日数×2/3×就労不可日より連続して3日を経過した日数
50	蟹江町	A163	出産育児一時金	500,000円
50	蟹江町	A163	出産育児一時金	488,000円 (産科医療補償制度等に加入していない医療機関等で出産した場合)
50	蟹江町	A165	新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
53	弥富市	A163	出産育児	産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産の場合500,000円、それ以外の場合488,000円
53	弥富市	A165	傷病手当	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除して得た金額の3分の2に相当する金額×日数
58	阿久比町	A163	出産育児	出産育児一時金 産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、500,000円 それ以外の医療機関等で出産した場合488,000円
58	阿久比町	A165	傷病手当	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
60	南知多町	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、500,000円 それ以外の医療機関等で出産した場合、488,000円
61	美浜町	A163	出産育児	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、420,000円 それ以外の医療機関等で出産した場合404,000円。令和5年4月1日以降の出産については産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、500,000円それ以外の医療機関等で出産した場合488,000円。
61	美浜町	A165	傷病手当	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
62	武豊町	A163	出産育児一時金	(産科医療補償制度に加入)500,000円
62	武豊町	A163	出産育児一時金	(産科医療補償制度に未加入)488,000円
62	武豊町	A165	新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
66	幸田町	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合は500,000円。それ以外の医療機関等で出産した場合は488,000円。
66	幸田町	A165	傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者にかかる傷病手当金(1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月の給与等の収入額の合計額を、就労日数で除して得た額の3分の2に相当する額)
68	みよし市	A163	出産一時金	産科医療保障制度に加入している医療機関等で出産した場合、令和5年3月31日までの出産420,000円、令和5年4月1日以降の出産500,000円。 それ以外の医療機関等で出産した場合、令和5年3月31日までの出産408,000円、令和5年4月1日以降の出産488,000円
68	みよし市	A165	傷病手当	(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×(3分の2)×支給対象となる日数
74	設楽町	A163	出産育児	488,000円(産科医療保障制度に加入する機関等における出産の場合、500,000円)
74	設楽町	A165	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金	1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給料等の収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額
75	東栄町	A163	出産育児一時金	産科医療保障制度加入分娩機関で出産した場合:420,000円 それ以外の医療機関等で出産した場合:408,000円
75	東栄町	A165	傷病手当金	対象者:被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染したもの、又は発熱等の症状があり、感染が疑われるもの 支給要件:労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間 支給額:直近の継続した3月間の給付収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
76	豊根村	A163	出産育児一時金	産科医療保障制度加入医療機関での出産:420,000円
76	豊根村	A163	出産育児一時金	それ以外の医療機関での出産:408,000円
76	豊根村	A165	傷病手当	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

86	田原市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度加入の医療機関等で出産 500,000円 その他 408,000円
86	田原市	A165	傷病手当	支給対象日数: 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日 支給金額: 直近の3か月の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する額 ただし、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額を超えるときは、その金額
90	清須市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、500,000円、それ以外の場合は488,000円
90	清須市	A165	傷病手当金	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額×(労務に就くことを予定していた日数分-3日)
91	北名古屋市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合、500,000円 それ以外の医療機関等で出産した場合、488,000円
91	北名古屋市	A165	傷病手当金	直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額×2/3×日数 標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときはその額
92	あま市	A165	傷病手当金	直近の継続3月間の給与等の収入額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する額×日数
301	名古屋市食品	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度加入している医療機関で出産した場合、500,000円 その以外の医療機関で出産した場合、488,000円
301	名古屋市食品	A164	葬祭費	甲組合員(営業主) 80,000円 その他の組合員(従業員)及び家族 60,000円
301	名古屋市食品	A165	傷病手当金	加入後1年以上経過した人で、入院当初7日間を除き 組合員 1日 1,000円 家族 1日 500円 90日を限度とする
301	名古屋市食品	A165	コロナ傷病手当金	直近の継続した3か月の給与収入の 合計額÷就労日数×2/3×支給対象となる日数 * 支給額には上限あり
302	歯科医師国保	A163	出産育児一時金	488,000円 ただし産科医療補償制度に加入している医療機関での出産の場合は12,000円加算
302	歯科医師国保	A164	葬祭費	正組合員100,000円 その他50,000円
302	歯科医師国保	A165	傷病手当金	正組合員のみ 1日10,000円 新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがある被用者に対する傷病手当金は国の財政基準に基づく
302	歯科医師国保	A167	その他	準組合員のみ1日1,000円 産前6週間、産後8週間のうち業務に服さなかった場合 90日限度
303	薬剤師国保	A165	傷病手当金	1日につき直近の3月間の収入の合計額を就労日数で除した金額
304	医師国保組合	A163	出産育児	産科医療補償制度対象の出産: 500,000円 産科医療補償制度対象外の出産: 488,000円
304	医師国保組合	A164	葬祭	正組合員 加入10年以上: 500,000円 正組合員 加入10年未満: 100,000円 その他の被保険者 加入10年以上: 200,000円 その他の被保険者 加入10年未満: 100,000円
304	医師国保組合	A165	傷病手当金	(傷病手当金) 正組合員 入院1日あたり10,000円(通算180日分まで支給) 准組合員 入院1日あたり5,000円(通算180日分まで支給) 家族は支給せず
304	医師国保組合	A165	傷病手当金	(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)の三分の二に相当する金額(その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。) ただし、健康保険法第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の三十分の一に相当する金額の三分の二に相当する金額を超えるときは、その金額。
305	愛知建連	A164	葬祭	組合員100,000円、家族50,000円
305	愛知建連	A165	傷病手当	組合員入院1日につき4,000円(年間上限60日)
306	建設連合国民健康保険組合	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度加入医療機関での出産は500,000円 産科医療補償制度非加入機関での出産、妊娠22週未満の出産、海外での出産は488,000円の支給
307	建設連合国民健康保険組合	A164	葬祭費	組合員が死亡した場合は100,000円 組合員の家族が死亡した場合は50,000円の支給
308	建設連合国民健康保険組合	A165	傷病手当金	入院一日につき5,000円 支給期間は、入院した日に対して通算40日

【正】

別紙4

そ の 他 保 険 給 付 状 況 (令和5年度末現在)

都道府県名: 静岡県

保険者番号	保険者名	項目番号	項目名	給付名称(項目名がその他のみ)・給付内訳
1	静岡市	A165	傷病手当金	対象者:被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者 支給額:直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×労務に服することができなくなった日(※)から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間 ※適用期間は令和2年1月1日～令和5年5月7日
2	浜松市	A165	傷病手当金	件数:165件 給付額:1,331,752円
3	沼津市	A165	傷病手当	6件 171,238円
5	熱海市	A165	傷病手当	新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の令和5年度の給付実績は174,501円。算出方法は、1日当たり(直近の継続した3か月の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×日数
6	三島市	A163	出産育児	令和4年度出生分 420,000円×4件=1,680,000円 令和5年度出生分 500,000円×36件=18,000,000円
6	三島市	A165	傷病手当	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金 2件 53,200円
7	富士宮市	A163	出産育児金	令和6年3月31日までの出産分は420,000円(3件) 令和6年4月1日以降出産分は500,000円(53件)
7	富士宮市	A165	傷病手当金	239,921円
8	伊東市	A163	出産育児	産科医療保障制度加入の医療機関で出産 500,000円 産科医療保障制度未加入の医療機関で出産 488,000円
8	伊東市	A165	傷病手当	1日につき、傷病手当金の支給対象適用開始日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額
9	島田市	A165	傷病手当	直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2の額
10	富士市	A165	傷病手当	新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金 104,603円(5件)
11	磐田市	A165	傷病手当	6件 122,402円
12	焼津市	A165	傷病手当	6件・85,881円
13	掛川市	A165	傷病手当	新型コロナウイルス感染症傷病手当金: 2件 33,134円
14	藤枝市	A165	傷病手当金	1日あたりの支給額[=(直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数)×(2/3)]×支給対象となる日数 ※ただし、1日あたりの支給額について、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額を超えるときは、その金額とする。 ※支給対象となる日数は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日
15	御殿場市	A163	出産育児	500000 420000
16	袋井市	A165	傷病手当	新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金 78,063円(3件)
19	下田市	A163	出産一時金	産科医療制度加入医療機関で出産:500,000円 産科医療制度未加入の医療機関で出産:488,000円
19	下田市	A165	傷病手当	1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
20	裾野市	A165	傷病手当 (新型コロナ)	1件 18,760円
21	湖西市	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度加入の医療機関で出産 500,000円 産科医療補償制度未加入の医療機関で出産 488,000円

26	西伊豆町	A163	出産育児一時金	産科医療補償制度に加入している分娩機関で分娩した場合：500,000円 産科医療補償制度に加入していないその他の分娩機関で分娩した場合：488,000円
37	清水町	A163	出産育児	産科医療補償制度に加入している分娩機関で分娩場合は500,000円 産科医療補償制度に加入していない分娩機関で分娩場合は488,000円
37	清水町	A165	傷病手当	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金
38	長泉町	A163	出産育児一時金	・産科医療制度加入の医療機関での出産 500,000円 ・産科医療制度未加入の医療機関での出産 488,000円
38	長泉町	A165	傷病手当金	<R5年度実績>1件、9,320円 【対象】給与などの支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱などの症状があり感染が疑われた方 【支給期間】勤務することができなくなり、3日を経過した日から勤務することができない期間 【支給額】(直近の継続した3カ月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額)×3分の2×支給対象となる日数
39	小山町	A165	傷病手当	1件 52,348円
60	森町	A165	傷病手当金	新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金 6,040円(1人分)
82	御前崎市	A165	傷病手当	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金・御前崎市国民健康保険条例の支給要件による。
83	菊川市	A163	出産育児	産科医療制度加入の医療機関で出産 500,000円 産科医療制度未加入の医療機関で出産 488,000円
84	伊豆の国市	A163	出産育児一時金	産科医療制度加入の医療機関で出産 500,000円 産科医療制度未加入の医療機関で出産 488,000円
84	伊豆の国市	A165	傷病手当金	新型コロナウイルス感染症関連・直近3月間の給与等の収入の合計を就労日数で除した額の3分の2に相当する額
85	牧之原市	A163	出産育児	産科医療制度未加入の医療機関で出産(R6.3月分まで) 1件 (1件 408,000円) 産科医療制度加入の医療機関で出産(R6.3月分まで) 4件 (1件 420,000円) 産科医療制度加入の医療機関で出産(R6.4月分から) 14件 (1件 500,000円) 産科医療制度加入の医療機関で出産(R6.1月分) 1件 (1件 191,220円)
301	静岡市食品国保組合	A164	葬祭費	事業主組合員100,000円、従業員組合員70,000円 家族50,000円
302	医師国民健康保険組合	A164	葬祭	正組合員200,000円・その他100,000円
302	医師国民健康保険組合	A165	傷病手当	正組合員 休業8日目より1日8,000円 180日限度
303	薬剤師国保組合	A163	出産育児	令和5年3月31日まで42万円、令和5年4月1日以降50万円
303	薬剤師国保組合	A164	葬祭	第1種組合員7万円、第2種・3種組合員5万円、家族3万円
303	薬剤師国保組合	A165	傷病手当	国の財政支援基準に基づく
304	静岡県歯科医師国保組合	A164	葬祭費	甲1種組合員、乙1種組合員、乙2種組合員：200,000円、 家族：100,000円
304	静岡県歯科医師国保組合	A165	傷病手当金	甲1種組合員、乙1種組合員：入院一日目から入院1日につき5,000円、180日限度。 乙2種組合員：入院一日目から入院1日につき3,000円、90日限度。
305	静岡県建設産業国民健康保険組合	A164	葬祭費	組合員：100,000円 家族：60,000円
305	静岡県建設産業国民健康保険組合	A165	傷病手当金	組合員 入院のみ 入院4日目から1日4,000円×50日限度